平成２７年（フ）第１６５号
福井県鯖江市住吉町１丁目２番15号　ハイツ住吉．Ｃ
債務者　松下ユキ子（旧姓大杉）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
沖縄県浦添市城間４丁目23番３－205号　オーセル浦添Ⅲ
債務者　新城　弘和
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３８８号
神戸市中央区下山手通３丁目13番10号　パークサイドトア山手102号、営業所の所在地神戸市中央区下山手通２丁目11－27
債務者　カラオケラウンジＲＵＮこと　村山　良子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８９号
神戸市中央区中山手通２丁目12番９号　プリマヴェイラ中山手201
債務者　村山美由紀
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
神奈川県横須賀市若松町３丁目20番地16　アーバンヒルズ横須賀中央903
債務者　林田　真弓
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９０号
神奈川県横須賀市大津町２丁目２番４号　Ｉハイツ201
債務者　金山　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９２号
神奈川県横須賀市佐原３丁目３番13号　グレース佐原502
債務者　吉田　慶子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９３号
神奈川県横須賀市池田町６丁目25番10号　リバティ池田202
債務者　八木　智也
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５７号
山口県美祢市美東町真名484番地８
債務者　児玉　紀子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
名古屋市熱田区一番３丁目２番20号　一番荘２棟412号
債務者　中田　静枝
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４１号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘８棟404号
債務者　岩田　正代
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
和歌山市松島208番地　森本アパート
債務者　坂本　充崇
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９４号
和歌山県有田郡有田川町大字中井原189番地１　セルティアかなや205
債務者　岡本由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２５号
和歌山市井辺217番地
債務者　清水　利晃
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３５号
和歌山市中之島942－17、住民票上の住所和歌山市六十谷1223番地の119
債務者　南　紀美子（旧姓藪田）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬464番地
債務者　米田　則篤
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７号
和歌山市三沢町４丁目１番地　三沢第７団地407号
債務者　前田　晃良
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係